

第7章 都市景観形成の実現化方策

7 - 1. 実現化方策の構成・考え方	181
7 - 2. 推進施策	183
1) 市民・NPO・事業者との協働・支援	183
2) ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成	183
3) 景観資源を核とした都市景観の形成	184
4) 地区の個性を活かした都市景観の形成	185
7 - 3. 推進体制等	186
1) 推進体制	186
2) 関連制度・施策の活用や連携	186
3) 都市景観形成事業等の活用	188
4) 景観に関する情報の管理・活用	188
7 - 4. 推進スケジュール	188
1) 推進スケジュール	188
2) 計画の進行管理（PDCA）	188

7 - 1. 実現化方策の構成・考え方

◇都市景観形成の実現に向け、市民、事業者、行政の役割を明らかにした上で、具体的な推進施策を掲げ、それを実現するための推進体制及び推進スケジュールを定めます。

《市民の役割》

◇市民は、都市景観の形成を推進する担い手であり、市民ひとりひとりが、都市景観を市民共有の財産として認識することが重要です。

◇市民ひとりひとりの自覚と意欲が、鎌倉にふさわしい風格ある都市景観を形成し、自らの生活環境をより快適で魅力あるものとするとの認識から、本計画を共通のよりどころとし、それぞれの立場において積極的に都市景観の形成に取り組んでいくこととします。

《事業者の役割》

◇事業者は、自らの事業活動が鎌倉の都市景観の魅力と個性を高め、創出する役割を担うとの自覚をもち、良好な都市景観の形成に取り組むこととします。

◇鎌倉から得られる環境価値を享受するだけでなく、より鎌倉らしい都市景観の形成を図り、市民と共有することがより良い事業活動に結び付くことを認識し、都市景観の形成に積極的に参加、協力していくこととします。

《市の役割》

◇市は、都市景観の形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する役割を担います。また、市民や事業者に対して、都市景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図ることとします。

◇公共施設の整備に当たっては、都市景観の形成に関し先導的な役割を果たします。また、国や県等の関係機関にも同様の協力を求めます。

◇都市景観の形成を推進していくため、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法等関連法や環境基本計画、都市マスタープランなどの行政計画及び関連所管との連携・協力を図り、市民・NPO・事業者の方々の参画と協力を得て、総合的な施策推進に取り組みます。

図 景観法・都市景観条例に基づく景観施策の推進のイメージ

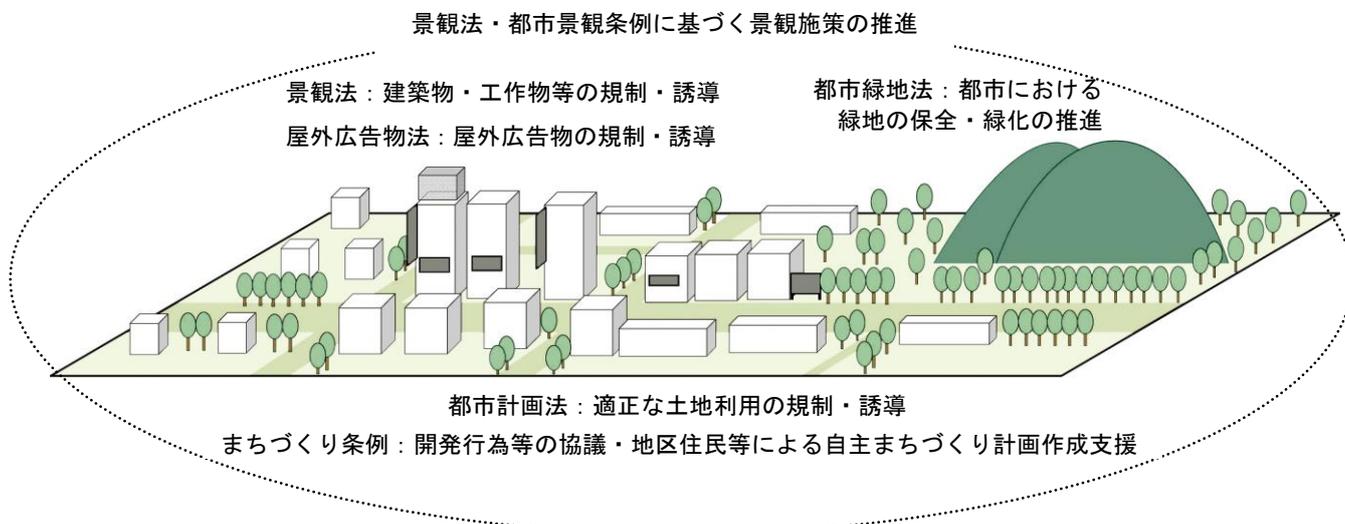
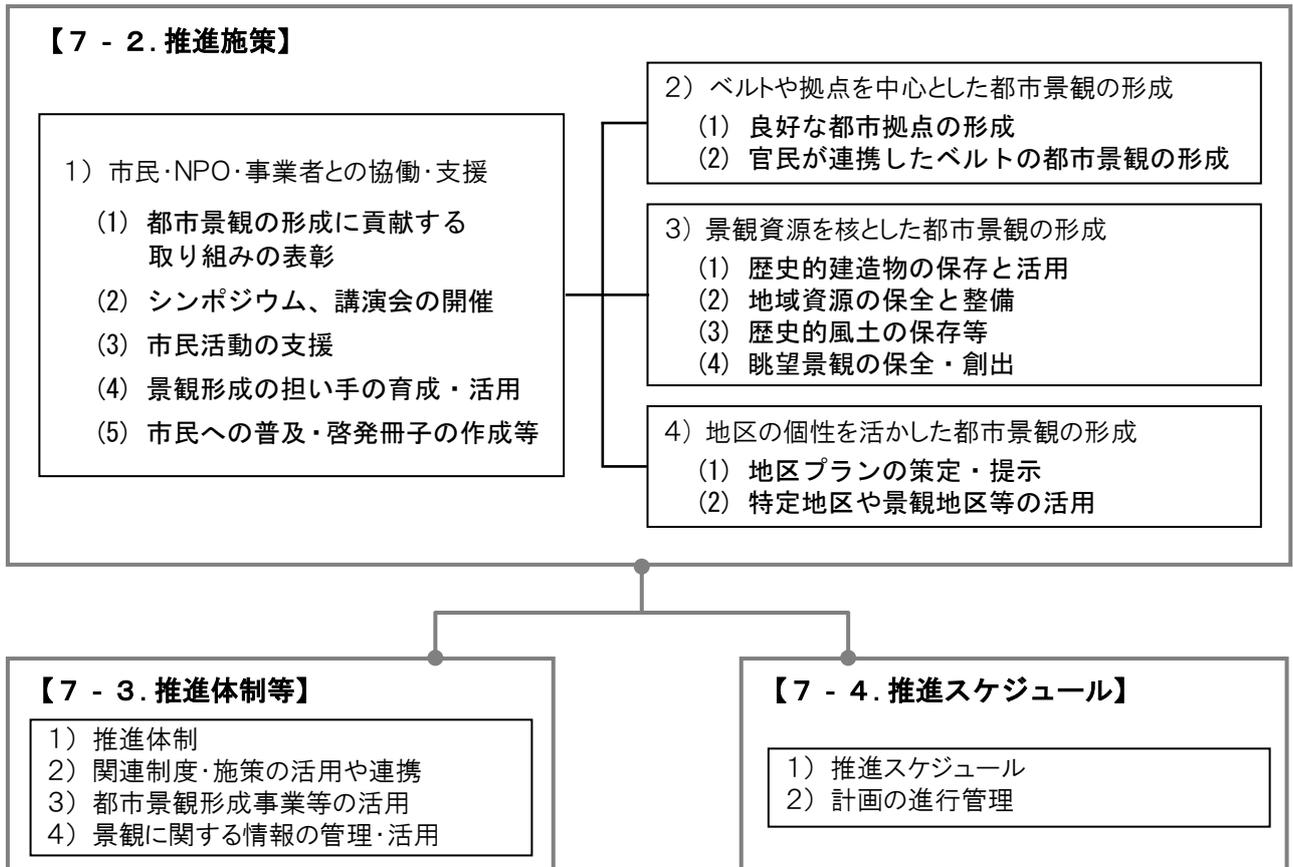


図 実現化方策の体系



7 - 2. 推進施策

1) 市民・NPO・事業者との協働・支援

◇地方分権の推進により、様々な施策展開が市民に身近なレベルで実施され、市民・NPO・事業者の行政への参画の機会も拡大されています。今後は、市民・NPO・事業者・行政の役割分担や責任の明確化など、新たな時代に向けた質の高い協働の仕組みを築いていきます。

(1) 都市景観の形成に貢献する取り組みの表彰

◇景観づくり賞[#]の継続的な実施により、都市景観の形成に貢献する市民・NPO・事業者の活動を顕彰するとともに、様々な活動主体が有機的に結びつけるよう支援します。

(2) シンポジウム、講演会の開催

◇都市景観の形成をすすめるため、シンポジウム、講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催や出前講座を継続的に実施します。

(3) 市民活動の支援

◇市民・NPOの活動をさらに発展させ、都市景観の形成に主体的に取り組むことが可能となるような組織の育成を図ります。また、提案制度（都市計画法、景観法）の積極的な活用や市民・NPOによる景観づくり推進のための支援制度（自主まちづくり計画[#]等）の充実を図ります。

◇市民・NPOによるシンポジウムやセミナーの開催等、市民主体の啓発活動を支援します。

(4) 景観形成の担い手の育成・活用

◇市民・NPOの主体的な都市景観の形成の取組みを支援するため、景観形成に関わるNPO法人や公益法人を景観整備機構[#]として指定し、景観重要建造物・樹木の管理の他、住民の合意形成に向けたコーディネートの役割に期待します。

◇平成23年4月には（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワークを指定しましたが、他の景観形成に関する団体も景観整備機構となるよう積極的に支援します。

◇市民の参画と協力により都市景観の形成を推進するため、景観形成推進委員制度を活用し、景観形成の担い手の育成に取り組めます。

(5) 市民への普及・啓発冊子の作成等

◇市民・NPO・事業者に対して、鎌倉らしい都市景観の形成を進める意義、自らが主体的に関わる景観づくりの必要性等を伝える必要があります。そのため、市民と市の協働による市民向けの景観計画解説書の作成などの普及啓発手法を検討し、その実行に取り組めます。

2) ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成

◇良好な都市景観の形成をすすめるためには、行政が先導的役割を果たすことが必要です。このため公共施設の整備にあたっては、都市景観形成の視点から魅力ある空間創出をめざします。

◇特に構造別の景観形成方針で示した4つの景観ベルト、3つの景観拠点においては、公共施設管理者や地域住民とともに景観づくりの考え方を共有するとともに、重点的に整備に取り組めます。

(1) 良好な都市拠点の形成

◇大船駅周辺拠点や深沢地域国鉄跡地周辺拠点では、今後、土地利用の転換を契機とし、良好な都市景観の形成に関する基本的な考え方（ガイドライン等）を示し、特定地区の指定や地区計画制度を活用するなど、良好な都市拠点の形成をすすめます。

(2) 官民が連携したベルトの都市景観の形成

- ◇景観ベルトでは、官民が連携し街路樹の維持や清掃活動の実施、ストリートファニチャーの適切な更新等により、これまで実施された修景整備等の水準を維持します。
- ◇道路空間の魅力のため、鎌倉の歴史性・文化性を活かし、市民や観光客にわかりやすく美しい公共サインの整備を推進します。
- ◇オープンカフェの実施など、より魅力的な公共空間の活用方策を検討します。
- ◇災害時に倒壊し交通障害の要因となり得るブロック塀などの撤去また生垣等による接道部の緑化を推進するとともに、危険ブロック塀等対策事業補助金やまち並みのみどりの奨励事業補助金制度の啓発に取り組みます。

3) 景観資源を核とした都市景観の形成

- ◇歴史的・文化的資源や自然資源など、鎌倉固有の都市景観をより印象的なものとしている景観資源の保全とともに、これらの景観資源との調和に配慮した周辺のまち並み形成に取り組みます。
- ◇特に景観資源類型別の景観形成方針で示した歴史的建造物・史跡や歴史的風土、眺望景観は、文化財保護法や歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）等の関連制度との連携を図り、重点的に整備に取り組みます。

(1) 歴史的建造物の保存と活用

- ◇現行の景観重要建築物等の制度を継承し、さらに景観法、都市公園法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度を積極的に活用し、本市独自の保存・活用手法を検討します。
- ◇鎌倉市景観重要建築物等保全基金（平成27年11月条例制定）を積極的に活用し、歴史的建造物の保全を図ります。

(2) 地域景観資源の保全と整備

- ◇石碑、道標、道祖神や樹木、優れた生垣、屋敷林、十橋・十井・五名水などを地域景観資源と位置づけ、地域住民との価値観の共有に努めます。
- ◇市民・NPO等との協働により、これら景観資源の保全・整備手法の検討に取り組むとともに、地域の景観づくりの拠りどころとして活用します。

(3) 歴史的風土の保存等

- ◇古都保存法により指定された歴史的風土保存区域を継承し、歴史的風土の保存を図ります。また、緑地としての活用も含めた樹林管理や防災対策についても検討をすすめます。
- ◇風致地区の特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。

(4) 眺望景観の保全・創出

- ◇本市の地形的な特性を視覚的に認識することができる、優れた眺望景観を保全・創出し、さらにその印象を高めていくため、眺望景観の視点からの都市景観の形成に積極的に取り組みます。
- ◇都市計画法の高度地区[#]や建築基準法の総合設計制度を活用し、景観法との連携による効果的な規制・誘導施策の検討に取り組みます。

4) 地区の個性を活かした都市景観の形成

◇景観形成上重要な地区、土地利用の転換にあわせ景観整備が求められる地区などにおいて、地区レベルの景観誘導施策を活用し、地区の個性を活かした都市景観の形成に取り組みます。

(1) 地区プランの策定・提示

◇3 - 2に示す土地利用類型別の景観形成方針と基準等をベースとして、地区毎に地域の文脈や景観形成の作法等の詳細な景観づくりの考え方をわかりやすく示した地区プラン（デザインガイドライン等）を策定・提示し、地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的にすすめます。

(2) 特定地区や景観地区等の活用

◇地元の意向等を踏まえ策定した地区プラン（デザインガイドライン等）を素材に、特定地区や景観地区等の指定、また、景観協定の締結等といった手法を活用し、地区の個性を活かした都市景観の形成に取り組みます。

◇なお、景観法では景観地区内における建築物の建築等に対して、景観法第16条が適用されないことから、景観地区の指定・運用に際しては、特定地区で定めた建築物の都市景観形成のための基準を景観地区の建築物の形態意匠の制限に移行することで、これら制度の特性を活かした都市景観の形成に取り組みます。

7 - 3. 推進体制等

1) 推進体制

(1) 庁内・関係機関との推進体制の構築

- ◇公共施設の整備や開発事業の進捗に合わせ、効果的に景観整備をすすめるために行政内部を横断的に調整する推進体制を構築します。
- ◇景観重要公共施設の管理者や近隣市との研修会の開催等を継続し、協力・連携関係の維持・強化を図ります。

(2) 景観アドバイザーの起用

- ◇鎌倉らしい都市景観の形成の推進、地域の景観の先導的な役割を果たす公共施設の整備をすすめるため、建築デザインや色彩等の分野で見識を有する専門家を景観アドバイザーに委嘱します。
- ◇大規模な建築物や主要な公共施設を対象として、設計段階や協議の過程において景観アドバイザーから助言を得ることにより、都市景観の形成を進めます。

(3) 景観協議会#の設立

- ◇景観重要公共施設の整備に関する事項の検討など、様々な主体（景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構等）間で効果的に調整するため景観法に定める景観協議会を設立します。
- ◇景観協議会では、施設の整備に関する事項や周辺の景観づくりのルール（特定地区の指定等）の検討の他、イベントの企画・運営など、都市景観の形成に関する市民意識の醸成などにも積極的に取り組みます。
- ◇必要に応じて国や県、その他関係機関との連携体制を整え、効率的に魅力ある都市景観の形成に取り組むことが可能となるような体制を整えます。

(4) 景観形成協議会の設立

- ◇地域の個性を活かした景観づくりを推進するため、特定地区等においては、住民などにより、都市景観条例に定める景観形成協議会の設立を促し、事業者等への意見聴取や景観づくり活動を推進します。

2) 関連制度・施策の活用や連携

(1) 屋外広告物条例の制定

- ◇「3 - 3. 鎌倉市全域における屋外広告物の行為の制限」、「4 - 2. 特定地区における景観形成方針と基準」に示す各特定地区の屋外広告物の行為の制限並びに神奈川県屋外広告物条例に基づき適正に規制・誘導します。
- ◇今後、これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を活かし、歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った屋外広告物の誘導を図るため、鎌倉市独自の屋外広告物条例を制定します。

(2) 公共施設の景観整備ガイドラインの作成

- ◇今後、公共施設の再編が進行することを踏まえ、建築物のデザインの質の向上や緑化の推進、広場やオープンスペースの活用等により、地域の核となる都市景観の形成を図ります。
- ◇鎌倉市都市景観条例の「公共施設整備における市の先導的役割」を受け、公共施設整備時に「6 - 1 - 3). 公共施設の景観配慮事項」に基づき、良好な都市景観の形成を図るため、

公共施設の景観整備に関するガイドラインを作成します。

- ◇「6 - 2 - 3）. 公共サインの景観配慮」に基づき、簡潔で分かりやすく利用しやすい公共サインの整備・管理を誘導するため、公共サインに関するガイドラインを作成します。

(3) 関連施策との連携

① 地区計画等の活用

- ◇地区の計画的整備と良好な都市景観の形成が同時に求められる場所においては、地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。
- ◇市独自や任意の制度（自主まちづくり計画、住民協定[#]等）によりまちづくりに取り組んでいる地域においては、法的位置づけのある景観計画（特定地区の指定等）や地区計画への移行をめざします。

② 高度地区の活用

- ◇平成 20 年 3 月に都市計画決定された高度地区は、風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これら地域に次いで良好な住環境の維持・向上が求められている第一種中高層住居専用地域を指定しています。
- ◇今後も、良好な居住環境の保全や、既成市街地における魅力的な都市環境・都市景観の形成を図るため、地域特性に応じた建築物の高さを規制・誘導します。

③ 特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域等の活用

- ◇市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域等の制度を活用した緑地の保全をすすめます。
- ◇周辺の山並みと調和した緑豊かな市街地の創造をめざし、緑化地域[#]や緑地協定[#]などを利用し、都市の緑と市街地のまち並みが一体となった都市景観の形成をすすめます。
- ◇市街地の良好な景観を形成する屋敷林などの価値を明確にし、土地利用等が転換される際に既存樹木が保存されるような仕組みも併せて検討します。

④ 歴史的風致維持向上計画の推進

- ◇平成 28 年 1 月に、歴史まちづくり法に基づく鎌倉市歴史的風致維持向上計画[#]が認定されました。歴史的風致の維持向上、また、良好な都市環境や都市景観の形成を図るため、「歴史的遺産と共生するまちづくり」に関する取組みを推進します。

⑤ 空家対策

- ◇「空家等対策の推進に関する特別措置法」を活用し、適切に管理されていないことにより著しく景観を損ねている状態の空家などについて良好な都市景観形成が図られ、適切に管理されるような仕組みづくりを検討します。

⑥ 防災・減災及び復興まちづくりへの備え

- ◇自然災害に対して「防災・減災」や被災後の復興まちづくりの考え方を踏まえ、都市構造の安全性を向上しかつ良好な都市景観の形成が図られるような仕組みづくりを検討します。

3) 都市景観形成事業等の活用

(1) 歴史的建造物の保全基金の活用

- ◇鎌倉市景観重要建造物等保全基金（平成 27 年 11 月条例制定）を積極的に活用し、歴史的建造物の保全を図ります。
- ◇景観形成に関するファンディングの導入を検討するなどにより、良好な都市景観の形成の実現を図ります。

(2) 都市景観形成事業の活用

- ◇都市景観の形成に関する各種事業を活用することで、景観ベルトや景観拠点の形成等の推進を図ります。

4) 景観に関する情報の管理・活用

(1) 景観資源のデータベースの整備・活用

- ◇歴史的建造物をはじめとする景観資源のデータベースを作成します。
- ◇作成したデータベースを基に、景観資源をまちづくりや景観づくりへ積極的な活用に向けた施策展開に取り組みます。

(2) 重要な地区等における景観の変化の把握

- ◇景観ベルトや景観拠点、特定地区等、都市景観の形成が重要な地区において、定期的に写真を撮影するなど、景観の経過を把握します。
- ◇景観配慮協議を実施した施設等では、工事完了後に関連情報をストックするなど、今後の景観づくりへの活用や施策展開に取り組みます。

7 - 4. 推進スケジュール

1) 推進スケジュール

- ◇推進施策や推進体制等の実施にあたってのスケジュールは、短期にその実施を目指すもの（短期目標 H29～H33）と中・長期的に実現に向けた検討を行うもの（中・長期目標 H29～H38）に分類し、計画的な施策の展開を順次図ります。

2) 計画の進行管理（PDCA）

- ◇実現化方策に示した推進施策を的確に推進するためには、施策の進捗状況を常に確認するとともに、事業の効果を明らかにし、市民と行政が共有することが必要です。
- ◇このため、年度毎に施策の進捗状況及び事業効果を確認し、景観審議会や市民の方々の意見を伺います。そして、景観審議会や市民の方々からの意見をふまえ、施策の方向の見直しや追加を随時行います。

表 推進スケジュール

		短期目標 H29～H33	中・長期目標 H29～H38		
7-2 推進施策	1) 市民・NPO・事業者との協働・支援	(1) 都市景観の形成に貢献する取り組みの表彰	景観づくり賞などを定期・継続的に実施		
		(2) シンポジウム、講演会の開催	シンポジウム、セミナーなどを定期・継続的に実施		
		(3) 市民活動の支援	市民・NPO活動の支援、制度の充実など		
		(4) 景観形成の担い手の育成・活用	景観整備機構の指定、支援など		
		(5) 市民への普及・啓発冊子の作成等	市民と市の協働による景観計画概要版作成	市民協働による普及啓発	
	2) ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成	(1) 良好な都市拠点の形成	都市拠点の景観整備、地区指定など		
		(2) 官民が連携したベルトの都市景観の形成	官民連携による街路樹の維持など		
	3) 景観資源を核とした都市景観の形成	(1) 歴史的建造物の保存と活用	景観重要建築物等の制度の充実、活用など		
		(2) 地域景観資源の保全と整備	地域景観資源の保全、普及啓発、データベースへの反映		
		(3) 歴史的風土の保存等	緑地としての樹林管理、防災対策など		
		(4) 眺望景観の保全・創出	眺望景観の保全、定点観測、高度地区との連携など		
	4) 地区の個性を活かした都市景観の形成	(1) 地区プランの策定・提示	地区プランの策定、地区住民との協議、デザインガイドライン作成		
		(2) 特定地区や景観地区等の活用	地区指定の検討、指定後の活用		
	7-3 推進体制等	1) 推進体制	(1) 庁内・関係機関との推進体制の構築	公共施設景観整備システムの構築	景観重要公共施設研修の定期・継続的な実施
			(2) 景観アドバイザーの起用	景観アドバイザー制度の充実、活用	
			(3) 景観協議会の設立	景観協議会設立のための調整、体制の整備、設立後の運用など	
(4) 景観形成協議会の設立			景観形成協議会設立のための調整、体制の整備など		
2) 関連制度・施策の活用や連携		(1) 屋外広告物条例の制定	屋外広告物の調査、関連機関との調整、条例の制定など		
		(2) 公共施設の景観整備ガイドラインの作成	公共サインガイドラインの作成	公共施設の景観整備ガイドラインの作成	ガイドラインの運用
		(3) 関連施策との連携	歴史的風致維持向上計画の推進・活用	地区計画・高度地区の活用、防災対策推進	
3) 都市景観形成事業等の活用		(1) 歴史的建造物の保全基金の活用	鎌倉市景観重要建築物等保全基金の活用		
		(2) 都市景観形成事業の活用	各種事業の活用、景観ベルトや景観拠点の形成等の推進		
4) 景観に関する情報の管理・活用		(1) 景観資源のデータベースの整備・活用	データベース作成	データベース活用	
	(2) 重要な地区等における景観の変化の把握	定期的な調査、データベースへの反映、管理・活用			